



KOYO 光陽国際特許事務所  
光陽国際特許法律事務所

# 光陽通<sup>きよつう</sup>信

発行月：2024年7月



## KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM



### ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第29号として、夏号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。

また、新たに特許事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

### 2024年夏号 目次

- |                                |    |
|--------------------------------|----|
| ● ごあいさつ ······                 | p1 |
| ● 判決に学ぶ ······                 | p2 |
| ● 登録商標の普通名称化とその対応策 ······      | p4 |
| ● 海外の特許事情 ······               | p4 |
| ● 特許出願非公開制度について ······         | p5 |
| ● 商品形態の「商品等表示」該当性の判断基準について ··· | p6 |
| ● 事務所の概要 ······                | p7 |
| ● 銀座界隈「てくてくグルメ」···             | p8 |



# 判決に学ぶ

判例解説 令和4年(ワ)第2049号特許権侵害差止等請求事件

弁理士 荒船博司

## 第1 初めに

本判決は、被告が行う被告製品の販売等の行為が特許権の侵害に当たるとして、特許権者である原告に対し、被告製品の譲渡等の差止め及び損害賠償等を認めるか否かを東京地方裁判所が判断した判決である。

ここでは、被告が譲渡等をする被告製品が原告の特許発明の技術的範囲に属するか否かの東京地裁の判断についてのみ考察する。

紙面の都合上、判決文の内容が分かる範囲で省略し、裁判の結論に影響のない原告と被告の主張の内容を簡略化しました。

また、被告は、抗弁として、本件特許発明の進歩性欠如を理由として無効を主張しているが、この裁判では、被告製品は本件特許発明の技術的範囲に属しないとし、特許が無効か否かについてまで審理する必要がなかつたため、その記述についても省略する。

## 第2 事業の概要

本件は、発明の名称を「包装容器」とする特許（第5235041号、以下「本件特許」という。）の特許権者である原告が、被告の販売する製品（以下、「被告製品」という。）は本件特許に係る発明の技術的範囲に属し、その販売又は販売の実出は本件特許権を侵害すると主張し、被告製品の譲渡等の差止め及び廃棄並びに損害賠償等を求めた事業である。

### 1 前提事実

#### (1) 本件特許権

登録番号 特許第5235041号

発明の名称 包装容器

なお、以下では、請求項1、2、5及び7の各発明を順に「本件発明1」、「本件発明2」、「本件発明3」及び「本件発明4」といい、これらを併せて「本件各発明」という。

#### (2) 特許請求の範囲とその分説

##### 【請求項1】（本件発明1）

A一枚の包装紙が開口部と底部とを有する筒状に折られ、この筒の奥の通りよりも幅の方向が広く形成された包装容器であって、／B前記包装容器を容器として形成した状態において、前記底部を形成する底面片と同一面に連なる自立片が載置面に沿って前記奥行の方向に突出し、前記自立片によって前記載置面に自立させられる、／Cことを特徴とする包装容器。

##### 【請求項2】（本件発明2）

D前記包装紙が、／D-1正面片と、／D-2この正面片の側端に連ねられた背面片と、／D-3前記正面片の下端に連ねられた前記底面片と、／D-4この底面片の先端に連ねられた前記自立片と、／E前記背面片が前記正面片に折られて筒状に形成され、前記底面片が折られることで前記筒状の下端が塞がれて前記底部が形成されると共に、前記自立片が前記奥行の方向に突出している、／Fことを特徴とする請求項1に記載の包装容器。

##### 【請求項5】（本件発明3）

G前記底部が前記載置面に対して凹凸状に湾曲しており、前記底面片および前記自立片の縁邊が前記載置面に接触している、／Hことを特徴とする請求項1から請求項4のいずれか1項に記載の包装容器。

##### 【請求項7】（本件発明4）

I前記筒状の背面部に、前記開口部を覆う蓋部が備えられている、／Jことを特徴とする請求項1から請求項6のいずれか1項に記載の包装容器。

### 2 当事者間の争点

#### (1) 被告製品の本件各発明の技術的範囲への属否（争点1）

「底部」、「底面片」、および「自立片」の意義並びに被告製品の充足性（構成要件B、D-3、D-4、E、Gの関係）

（2）無効理由の有無（争点2）

この判決では、被告製品は本件発明の技術的範囲に属しないと判断されたため、無効理由の有無については審理されなかった関係で、この争点2については省略する。

（3）また、他の争点については紙面の都合上触れない。

3 争点に係る当事者の主張

（1）「底部」、「底面片」、および「自立片」の意義並びに被告製品の充足性（構成要件B、D-3、D-4、E、Gの関係）について

〔原告の主張〕

ア 「底部」、「底面片」、及び「自立片」の意義

（ア）「底」は、……という意味だけでなく、「容器全体に置ける下の部分」という意味がある。また、「二重底」（……

の語にも示されるおり、「底」の語には一重でなければならぬとの意味はない。

したがって、容器の「底部」とは、「容器の内側から見た容器の下の部分」だけでなく、「容器全体における下の部分」という意味もある。

（イ）本件各発明では、「1枚の包装紙が開口部と底部とを有する筒状に折られ、……包装容器」全体が「包装容器」であり（構成要件A）、内容物に接する片のみが「包装容器」なのではない。また、構成要件Bは、載置面に自立するための「自立片」と、「底部を形成する底面片」が「同一面に連なる」ということを規定しているが、この構成要件Bも、内容物に接する「片」のみに着目したものではない。

このような本件各発明の内容から、「底部」は、容器の内側から見た下の部分ないし内容物に接する部分のみを意味するのではなく、容器全体から見た下の部分、すなわち、筒状部分の下端を意味していると解するのが自然である。

（ウ）本件明細書の第一実施形態においては、「底面片40」と「内側底面片50」が「底部9」を形成しており、……である。

したがって、本件明細書に記載された第1実施形態からも、本件発明が、容器の内側から見た下の部分ないしは内容物に接する片のみを「底部を形成する底面片」としてないことは理解される。

（エ）本件各発明は、……自立に利用したものである。したがって、「底部を形成する底面片」とは、「底面片」が底部の形状保持機能を担っていることを意味しており、かつ、それで足りる。

（オ）小括

以上より、「底部」は容器の内側から見た下の部分や内容物に接する部分のみを意味するのではなく、容器全体から見た下の部分、すなわち、筒状部分の下端を意味し、そのような「底部」を作り、「底部」の形状保持機能を担つていれば、「底部を形成する底面片」であるといえる。

イ 被告製品による充足

（ア）被告製品の構成は、別紙「被告製品の構成（原告の主張）」記載のとおりである。

（イ）本件発明1について

被告製品は、容器として形成された状態において、筒状部分の下端部が六角片及び舌状片で形作られており、被告製品の舌状片は、六角片と共に、被告製品の筒状部分の下端部の形状保持機能を担つている。

したがって、被告製品の舌状片（基部）は、「底部を形成する底面片」（構成要件B）に該当する。また、被告製品は、構成要件A及びCも充足する。

以上より、被告製品は、本件発明1の技術的範囲に属する。

（ウ）本件発明2について

a 被告製品の片A（構成d-1）は、被告製品を筒状に形成したときに正面に位置する片であるから、「正面片」（構成要件D-1）に該当する。

また、背面对片（d-2）は、正面片である片Aの側端に連ねられたものであるから、「背面对片」（構成要件D-2）に該当する。

さらに、舌状片の基部は、「底面片」（構成要件D-3、D-4）に該当し、舌状片の延設部は、「自立片」（構成要件D-4）に該当する。

したがって、被告製品の構成d-1～d-4は、構成要件D-1～D-4を充足する。

b 「塞ぐ」とは、「①ふたをする。とじる。おおう。…②えさぎて通れなくする。」を意味するから、「筒状の下端を塞がれ」と（構成要件E）とは、端部の下端を周囲において全く隙間なく密封するという意味ではなく、筒状の下端（筒状の容器の内容物の落下経路）に立ちはだかっていれば、「塞ぐ」に当たる。

他方、被告製品では、六画片と舌状片のいずれもが「底部を形成する底面片」に該当する。また、被告製品においては、六角片及び舌状片がそれぞれ筒状部分の下端から内側に折り込まれることで、筒状の下端（筒状の容器の内容物の落下経路）に立ちはだかる状態となるのであるから、「筒状の下端」を「塞ぐ」ものといえる。

c 被告製品は本件発明1の技術的範囲に属する。したがって、被告製品は、本件発明2の構成要件Fを充足する。

d 以上より、被告製品は、本件発明2の技術的範囲に属する。

（エ）本件発明3について

a 被告製品の舌状片は、「底部を形成する底面片」（構成要件B）に相当する。したがって、舌状片は、本件発明

3においても、「底面片」に相当する。そうすると、被告製品は、「底面片」（舌状片の基部）及び「自立片」（舌状片の延設部）の縁辺が「載置面に接触」しているといえる。

また、被告製品の舌状片は、「前記載置面に対して凹弧状に湾曲」している。

よって、被告製品の構成fは、本件発明3の構成要件Gを充足する。

b 被告製品は、本件発明1及び2の技術的範囲に属する。したがって、被告製品は、本件発明3の構成要件Hを充足する。

c 以上より、被告製品は本件発明3の技術的範囲に属する。

（オ）本件発明4について

被告製品の構成gは、本件発明4の構成要件Iを充足する。

また、被告製品は、本件発明1～3の技術的範囲に属する。したがって、被告製品は、本件発明4の技術的範囲に属する。

〔被告の主張〕

ア 「底部」、「底面片」及び「自立片」の意義

（ア）一般的に、……を意味する。また、包装容器の底部というからには、内容物が落ちないように下端を塞ぐものでなければならない。本件明細書にも、筒状の下端を塞ぐことによって「底部」を形成することが記載されている。

したがって、本件発明1の「底部」は、少なくとも、筒状の下端を塞ぐものでなければならない。

（イ）原告の主張について

本件発明1の「底部」は、……を意味すると解釈するのが自然である。加えて、本件発明1では、「底部」は「筒状」に含まれることから、「底部」は、筒状の下端部と接触する位置、又は少なくとも、非常に接近する位置に存在しているべきである。

また、本件発明2に係る請求項の記載によれば、「底部」は、……筒状の下端を塞ぐことによって形成されるものである。そのため、「底部」は、背面片が正面片側に折られ形で形成された「筒状」を塞ぐものであると解釈するのが自然である。

さらに、本件明細書には、筒状の下端を塞ぐことによって「底部」を形成することが記載されている。加えて、本件発明1は、本件明細書の記載によれば、「包装容器を自立させる自立片が底面片に連なっているため、一体的な成形が簡便である。」との作用効果を奏するものとされているところ、包装容器の全體の下の部分であれば、たとえ容器部の下の所の部分とは別に設けられたものであつたとしても本件発明1の「底部」に相当すると解釈すると上記作用効果を奏すことのない複雑な構成のものも本件発明1の技術的範囲に属することとなってしまう。

イ 被告製品による非充足

（ア）被告製品の構成は、別紙「被告製品の構成（被告の主張）」記載のとおりである。

（イ）本件発明1について

被告製品は、包装容器を容器として形成した状態において、底部を形成する底面片と同一面に連なる自立片を有するものではなく、底面片とは完全に離れた位置に設けられた舌状片が載置面に沿って奥行の方向に突出し、舌状片によって載置面に自立させられるものである。また、被告製品においては、片A及び背面片と、六角片と、によって容器が形成されており、六角片が筒状に折られた片A及び背面片の下端を塞ぐものとなっている。

したがって、被告製品においては、「六角片」が本件発明1の「底部を形成する底面片」に相当するものとなる。

また、被告製品の六角片は、包装容器を容器として形成した状態において、単独で、容器の底としての機能を有する。そのため、被告製品の六角片は、単独で、本件発明1の「底部」を形成するものである。

他方、被告製品の舌状片は、底部を形成する六角片と同一面に連なるものではなく、その六角片から完全に離れた位置に設けられている。このため、被告製品の舌状片は、六角片と共に底部を形成することはない。また、被告製品の舌状片は、筒状に折られた片A及び背面片の下端を塞ぐものとなっていない。このため、被告製品の舌状片は、本件発明1の「底部」を形成する部分を有するものではなく、「底部を形成する底面片」に相当する部分を有するものではない。

したがって、被告製品は、包装容器を容器として形成した状態において、底部を形成する底面片と同一面に連なる自立片を有するものではない。

以上より、被告製品は、少なくとも本件発明1の構成要件Jを充足しない。

以上より、被告製品は、本件発明4の技術的範囲に属しない。

〔被告補助参加人の主張〕

紙面の都合上、要約すると、被告製品の底を形成しているのは六角片で、舌状片はその六角片より空間を空けて下方に位置し、被告製品を自立させるためのものである。つまり、自立片は、被告製品の底を形成している六角片と同一平面上ではなく、被告製品の底を形成しているものではないと主張している。

## 第3 当裁判上の判断

1 「底部」、「底面片」及び「自立片」の充足性（構成要件B、D-3、D-4、E、Gの関係）について

（1）本件明細書には、以下の記載がある。

ア 背景技術

従来、例えば、油で揚げた細切りのジャガイモやスナック菓子などの一口サイズの食品が、ファーストフードやコンビニエンスストアなどで販売され、また、食される際に用いられる包装容器として、下記文献1に記載の折疊式コップ型容器が提案されている。【00002】

この折疊式コップ型容器は手のひらに納まる程度の大きさであり、底部に取り付けられた安定補助板により支えられてテーブルなどの上に立てられる。【00003】

ウ 発明が解決しようとする課題

しかし、折疊式コップ型容器は、安定補助板が例えば

紙や合成樹脂などから形成され、後から容器本体に取り付けられる構成である。したがって、製造行程において安定補助板を取り付ける必要があるため、成形が簡単でない。(【0005】)

本発明は、上記実情に鑑みて提案されたものである。すなわち、成形が簡単な自立型の包装容器の提供を目的とする。(【0006】)

#### 工 紹明の効果

本発明に係る包装容器・・・の構成によれば、包装容器を自立させる自立片が底面片に連なっているため、一體的な成形が簡単である。(【0013】)

また、底部が載置面に対して凹弧状に湾曲しており底面片及び自立片の縁辺が載置面に接触している。この構成により、自立片はクッション性を有すると共に凹弧状と逆の弧状に折れ曲がり難くなり、自立させられて背面片側に傾倒しようとする包装容器を支える。したがって、自立させた状態を安定させることができる。

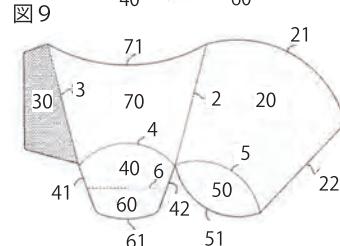
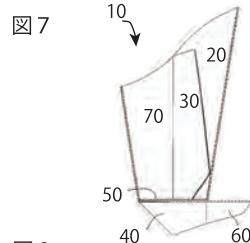
(【0015】)

#### オ 発明を実施するための形態

図1～図8は第1実施形態に係る包装容器10が示されている。(【0018】)

図1～図8において、包装容器10は1枚の包装紙1が筒状に折られて形成されている。包装容器10は、筒状の包囲部7、包囲部7の上端である開口部8、包囲部7の下端である底部9から構成されている。包装容器10は正面から視して略扇形に形成され、開口部8側幅広であり、底部9側が幅狭である。また、平面から視して幅が奥行より広い(図3参照)。包囲部7は正面片7と背面片20とが糊代片30から形成され、正面片7と背面片20とが糊代片30を介して貼付されている(図3参照)。底部9は底面片40と内側底面片50とが折り重ねられて形成され(図7参照)、正面から視して載置面(図示せず)に対して凹弧状に湾曲している。底面片40は、自立片60が同一面に連ねられて載置面に沿って奥行方向に突出している(図7参照)。(【0019】)

図9において、包装紙1は背面折り目2、糊代折り目3、底面折り目4、内側底面折り目5、及びミシン目6を有し、この各折り目2から5およびミシン目6によって六つの面に区切られている。包装紙1は各折り目2から5で折り返され、包装容器10となる。六つの面は、正面片70、正面片70の右側端に背面折り目2を介して連ねられた背面片20、正面片70の左側端に糊代折り目3を介して連ねられた糊代片30、正面片70の下端に底面折り目4を介して連ねられた底面片40、底面片40の先端に連ねられた自立片60、および背面片20の下端に内側底面折り目5を介して連ねられた内側底面片50である。(【0021】)



底面片40は、正面片70に対して凹弧状に湾曲した底面折り目4、ミシン目6、互いに対称な斜辺である底縁片41、42で囲まれた面である。(【0025】)

自立片60はミシン目6、自立辺61、互いに対称な斜辺である底縁片41、42で囲まれた面である。自立片60は底面片40と同一面に連ねられている。(【0026】) 内側底面片50は、背面片20に対して凹弧状に湾曲した内側底縁辺51で囲まれた面である。内側底面片50は底面片40に折り重ねられて底面片40の外縁の範囲に納まる大きさに形成されている。(【0027】)

図9において、包装紙1を糊代折り目3および背面折り目2で山折りする。正面片70の裏側で糊代折り目3に背面片20の糊代貼付辺22を併せて折り重ねて貼付し、糊代片30を介して正面片70と背面片20とを重ねる。糊代片30を介して筒状に連なった正面片70と背面片20との間に適当な空隙を空けて筒状の包囲部7

を形成する。連なった正面上縁辺71と背面上縁辺21とが開口部8である。(【0029】)

包囲部7を筒状に維持したまま内側底面片50を内側底面折り目5で山折りした後、底面片40と底面折り目4で山折りして内側底面片50に折り重ねることで包囲部7の下端を塞ぎ底部9を形成する。自立片60は底面片40と同一平面上で、奥行方向に突出している・・・。(【0030】)

このようにして包装容器10が形成される。包装容器10を例えればテーブル等の載置面に底部9側から載置する、包装容器10はやや背面片20側に傾斜した状態で底縁辺41、42が載置面に接触して自立する・・・。包装容器10は奥行の方向に突出した自立片によって、傾斜した状態で支えられる。(【0031】)

上記のように第一実施形態によれば、包装容器10は1枚の包装用紙1が筒状に折られて形成され、自立片60が底面片40と同一面に重ねられて載置面に沿って奥行方向に突出している。この構成によれば、包装容器10を自立させる機能を有するものと理解される。ささらに、「自立片」は、このようない「底面片」と同一面に連なるものであり、かつ、載置面に沿って前記奥行の方向に突出し、包装容器を前記載置面に自立させる機能を有するものといふことになる。

イ 被告製品の構成要件足定性

(ア) 被告製品においては、背面片が片A側に折られて筒状に形成される(構成e-3、d'-3)は筒状部分下端から内側に折り込まれ、この折り込まれた六角片は、筒状部分内部に収められる内容物の下部に位置し、筒状部分の下端から内容物が落下するのを防止している(構成e-2、e'-2)。このため、被告製品の六角片は、本件発明1の「底部を形成する底面片」に相当するものといふ。

(イ) 被告製品の舌状片は、片Aの下端に連ねられた部材であり(構成d-4、d'-4)、筒状部分の下端(六角片の接続箇所の反対側)から内側に折り込まれ(構成e-3、e'-3)、容器として形成した状態において、六角片と共に、略弧状に湾曲した状態となり、片Aに連なって、載置面に沿って背面側に突出し、載置面に置くと、舌状片によって、被告製品は、載置面に背面側に斜めに自立する(同b、b')。このため、被告製品は、本件発明1の「自立片」に相当するものといえる。

(ウ) 原告の主張について

ア 「底部」、「底面片」及び「自立片」の意義

(ア) 特許請求の範囲の記載

本件特許に係る特許請求の範囲請求項1の記載によれば、「底部」とは、1枚の包装紙が筒状に折られて形成される「包装容器」において、その「筒状」とされる部分が開口部と共に有するものである(構成要件A)。また、「底面片」は、「前記包装容器を容器として形成した状態において、前記底部を形成する」ものである(構成要件B)。さらに、「自立片」は、この「底面片と同一面に連なる」ものであると共に、載置面に沿って前記奥行の方向に突出するものであり、「包装容器」を「前記載置面に自立させ」る機能を有するものである(構成要件B)。

「底部」とは「底」となる部分を意味するところ、「底」とは、「①凹んだものや容器の下の所」、②「物体の下面」。また、集積したものの下層部」等の意味を有する(乙1)。そうすると、本件発明1における「底部」は、「包装容器」の筒状部分が開口部と共に有するものであり、筒状の構造部分の「下の所」即ち底に当たる部分を意味するものと理解される。また、筒状の構造部分が「容器」(物を入れるうつわ、入れ物)として機能するものである以上、その「底部」は、筒状の包装容器の下側を塞いでいる部分を指すものと理解される。

そうすると、「底面片」は、このような「底部」を形成するものであるから、本件発明1の包装容器を容器として形成した状態において、筒状の包装容器の下側を塞ぐ部材を意味するものと理解される。また、「自立片」は、このようない「底面片」と「同一面に連なる」ものであり、かつ、「載置面に沿って前記奥行の方向に突出」し、「包装容器」を「前記載置面に自立させ」る機能を有するものということになる。

(イ) 本件明細書記載の本件発明1に係る第一実施形態において、底部9は、筒状の包囲部7、包囲部7の上端である開口部8と共に包装容器10を構成し、包囲部7の下端をなすものである(【0019】)。また、底部9は底面片40と内側底面片50とが折り重ねられて形成され、底面片40は、包囲部7を筒状に維持したまま内側底面片50を内側底面折り目5で山折りした後、底面片40を底面折り目4で山折りして内側底面片50に折り重ねることで包囲部7の下端を塞ぎ、これによって底部9が形成する(【0030】)。他方、自立片60は、底面片40の先端に連ねられており(【0021】)、底面片40と同一平面上で、奥行方向に突出している(【0030】)。このように、奥行の方向に突出した自立片60によって、包装容器10は傾斜した状態で支えられる(【0031】)。

そうすると、本件明細書記載の本件発明1に係る第一実施形態において、底部9は、筒状の包囲部7、包囲部7の上端である開口部8と共に包装容器10を構成し、包囲部7の下端をなすものである(【0019】)。また、底部9は底面片40と内側底面片50とが折り重ねられて形成され、底面片40は、包囲部7を筒状に維持したまま内側底面片50を内側底面折り目5で山折りした後、底面片40を底面折り目4で山折りして内側底面片50に折り重ねることで包囲部7の下端を塞ぎ、これによって底部9が形成する(【0030】)。他方、自立片60は、底面片40の先端に連ねられており(【0021】)、底面片40と同一平面上で、奥行方向に突出している(【0030】)。このように、奥行の方向に突出した自立片60によって、包装容器10は傾斜した状態で支えられる(【0031】)。

そうすると、本件明細書記載の本件発明1に係る第一実施形態において、底部9は、筒状の包囲部7、包囲部7の上端である開口部8と共に包装容器10を構成し、包囲部7の下端をなすものである(【0019】)。また、底部9は底面片40と内側底面片50とが折り重ねられて形成され、底面片40は、包囲部7を筒状に維持したまま内側底面片50を内側底面折り目5で山折りした後、底面片40を底面折り目4で山折りして内側底面片50に折り重ねることで包囲部7の下端を塞ぎ、これによって底部9が形成する(【0030】)。他方、自立片60は、底面片40の先端に連ねられており(【0021】)、底面片40と同一平面上で、奥行方向に突出している(【0030】)。このように、奥行の方向に突出した自立片60によって、包装容器10は傾斜した状態で支えられる(【0031】)。

そうすると、本件明細書記載の本件発明1に係る第一実施形態において、底部9は、筒状の包囲部7、包囲部7の上端である開口部8と共に包装容器10を構成し、包囲部7の下端をなすものである(【0019】)。また、底部9は底面片40と内側底面片50とが折り重ねられて形成され、底面片40は、包囲部7を筒状に維持したまま内側底面片50を内側底面折り目5で山折りした後、底面片40を底面折り目4で山折りして内側底面片50に折り重ねることで包囲部7の下端を塞ぎ、これによって底部9が形成する(【0030】)。他方、自立片60は、底面片40の先端に連ねられており(【0021】)、底面片40と同一平面上で、奥行方向に突出している(【0030】)。このように、奥行の方向に突出した自立片60によって、包装容器10は傾斜した状態で支えられる(【0031】)。

そうすると、本件明細書記載の本件発明1に係る第一実施形態において、底部9は、筒状の包囲部7、包囲部7の上端である開口部8と共に包装容器10を構成し、包囲部7の下端をなすものである(【0019】)。また、底部9は底面片40と内側底面片50とが折り重ねられて形成され、底面片40は、包囲部7を筒状に維持したまま内側底面片50を内側底面折り目5で山折りした後、底面片40を底面折り目4で山折りして内側底面片50に折り重ねることで包囲部7の下端を塞ぎ、これによって底部9が形成する(【0030】)。他方、自立片60は、底面片40の先端に連ねられており(【0021】)、底面片40と同一平面上で、奥行方向に突出している(【0030】)。このように、奥行の方向に突出した自立片60によって、包装容器10は傾斜した状態で支えられる(【0031】)。

そうすると、本件明細書記載の本件発明1に係る第一実施形態において、底部9は、筒状の包囲部7、包囲部7の上端である開口部8と共に包装容器10を構成し、包囲部7の下端をなすものである(【0019】)。また、底部9は底面片40と内側底面片50とが折り重ねられて形成され、底面片40は、包囲部7を筒状に維持したまま内側底面片50を内側底面折り目5で山折りした後、底面片40を底面折り目4で山折りして内側底面片50に折り重ねることで包囲部7の下端を塞ぎ、これによって底部9が形成する(【0030】)。他方、自立片60は、底面片40の先端に連ねられており(【0021】)、底面片40と同一平面上で、奥行方向に突出している(【0030】)。このように、奥行の方向に突出した自立片60によって、包装容器10は傾斜した状態で支えられる(【0031】)。

そうすると、本件明細書記載の本件発明1に係る第一実施形態において、底部9は、筒状の包囲部7、包囲部7の上端である開口部8と共に包装容器10を構成し、包囲部7の下端をなすものである(【0019】)。また、底部9は底面片40と内側底面片50とが折り重ねられて形成され、底面片40は、包囲部7を筒状に維持したまま内側底面片50を内側底面折り目5で山折りした後、底面片40を底面折り目4で山折りして内側底面片50に折り重ねることで包囲部7の下端を塞ぎ、これによって底部9が形成する(【0030】)。他方、自立片60は、底面片40の先端に連ねられており(【0021】)、底面片40と同一平面上で、奥行方向に突出している(【0030】)。このように、奥行の方向に突出した自立片60によって、包装容器10は傾斜した状態で支えられる(【0031】)。

そうすると、本件明細書記載の本件発明1に係る第一実施形態において、底部9は、筒状の包囲部7、包囲部7の上端である開口部8と共に包装容器10を構成し、包囲部7の下端をなすものである(【0019】)。また、底部9は底面片40と内側底面片50とが折り重ねられて形成され、底面片40は、包囲部7を筒状に維持したまま内側底面片50を内側底面折り目5で山折りした後、底面片40を底面折り目4で山折りして内側底面片50に折り重ねることで包囲部7の下端を塞ぎ、これによって底部9が形成する(【0030】)。他方、自立片60は、底面片40の先端に連ねられており(【0021】)、底面片40と同一平面上で、奥行方向に突出している(【0030】)。このように、奥行の方向に突出した自立片60によって、包装容器10は傾斜した状態で支えられる(【0031】)。

そうすると、本件明細書記載の本件発明1に係る第一実施形態において、底部9は、筒状の包囲部7、包囲部7の上端である開口部8と共に包装容器10を構成し、包囲部7の下端をなすものである(【0019】)。また、底部9は底面片40と内側底面片50とが折り重ねられて形成され、底面片40は、包囲部7を筒状に維持したまま内側底面片50を内側底面折り目5で山折りした後、底面片40を底面折り目4で山折りして内側底面片50に折り重ねることで包囲部7の下端を塞ぎ、これによって底部9が形成する(【0030】)。他方、自立片60は、底面片40の先端に連ねられており(【0021】)、底面片40と同一平面上で、奥行方向に突出している(【0030】)。このように、奥行の方向に突出した自立片60によって、包装容器10は傾斜した状態で支えられる(【0031】)。

そうすると、本件明細書記載の本件発明1に係る第一実施形態において、底部9は、筒状の包囲部7、包囲部7の上端である開口部8と共に包装容器10を構成し、包囲部7の下端をなすものである(【0019】)。また、底部9は底面片40と内側底面片50とが折り重ねられて形成され、底面片40は、包囲部7を筒状に維持したまま内側底面片50を内側底面折り目5で山折りした後、底面片40を底面折り目4で山折りして内側底面片50に折り重ねることで包囲部7の下端を塞ぎ、これによって底部9が形成する(【0030】)。他方、自立片60は、底面片40の先端に連ねられており(【0021】)、底面片40と同一平面上で、奥行方向に突出している(【0030】)。このように、奥行の方向に突出した自立片60によって、包装容器10は傾斜した状態で支えられる(【0031】)。

#### (ウ) 小括

このような特許請求の範囲及び本件明細書の記載によれば、本件発明1の「底部」は、「包装容器」の筒状部分が開口部と共に有するものであり、「容器」として機能する筒状の構造部分の底に当たる部分であって、筒状の包装容器の下側を塞いでいる部分を指すものと理解される。また、「底面片」は、このような「底部」を形成するものと理解される。さらに、「自立片」は、このようない「底面片」と同一面に連なるものであり、かつ、載置面に沿って前記奥行の方向に突出し、包装容器を前記載置面に自立させる機能を有するものといふことになる。

(ア) 本件発明4について

前記のとおり、被告製品は、本件発明1～3のいずれの技術的範囲にも属しない。また、被告製品が本件特許に係る特許請求の範囲請求項3、4のいずれかの技術的範囲に属することの主張立証はない。したがって、被告製品は、「請求項1から請求項6のいずれか1項目に記載の包装容器」(構成要件J)を充足しないから、本件発明4の技術的範囲に属しない。これによる原告の主張は採用できない。

#### 【この判決例から学べること】

主な争点は、被告製品の舌状片が六角片とともに包装容器の底を形成しているか否かというところにある。

裁判所の判断では六角片と舌状片の間に隙間があること、筒状部分の底を形成しているのは六角片であり、舌状片は筒状部分の下側を塞いでいるとはいはず、「底部を形成する底面片」に相当するものとはいえないことなどから、被告製品は本件発明の技術的範囲に入らないとされ、原告の請求は棄却されている。

被告の抗弁として、特許の無効を主張するがあるが、被告製品が特許発明の技術的範囲に属しないと判断されることで被告の目的は達成されるから、特許無効の判断はされない。

一般的又は戦略的に、特許権者は権利範囲を広く解釈し相手製品の製造、販売の行為に対して権利侵害を主張しようとする。これもその一例である。

ちなみに、この件について、原告は、均等侵害の主張に係る予備的請求原因事実を追加して知財高裁に控訴(令和5年(ネ)第10078号特許権差止等請求控訴事件)したが、棄却されている。

#### 【別紙】 被告製品の構成(原告の主張)

a 1枚の包装紙が上側開口端部と下側開口端部とを有する筒状に折られ、この筒状の奥行よりも幅方向が広く形成された包装容器である。

b 筒状部分の下端部に六角片と舌状片(基部と延設部)を有している。容器として形成された状態において、六角片と舌状片は、それ自身内側に折り込まれて、略弧状に湾曲した状態となり、筒状部分の下端を強度を補強している。また、容器として形成された状態において、舌状片は弧状に湾曲した状態で片Aに連なっており、載置面に沿ってその延設部が背面側に突出し、載置面に置くこと、舌状片によって、被告製品は、載置面に背面側に斜めに自立する(同b、b')。

c 一方、筒状部分の下端から内側に折り込まれた六角片と舌状片(延設部)によって、被告製品は、載置面に背面側に斜めに自立する。

d 包装容器である。d包装紙は少なくとも、d-1片Aと、d-2片Aの側端に連ねられた背面片と、d-3背面片の下端に連ねられた六角片と、d-4片Aの下端に連ねられた舌状片と、e-1背面片が片

の下端に連ねられた舌状片と、から構成されている。

e-1背面片がA側に折られて筒状に形成されている。

e-2六角片は、筒状部分の下端から内側に折り込まれて、この折り込まれた六角片は、筒状部分内部に収められる内容物が下落するのを防止している。

e-3舌状片は、筒状部分の下端(六角片の接続箇所の反対側)から内側に折り込まれている。この折り込まれた舌状片(基部)は、筒状部分内部に収められる内容物の下部に位置しており、筒状部分の下端から内容物が下落するのを防止している。

e-4筒状部分の下端から内側に折り込まれた六角片と舌状片とは接触しておらず、両者の間には隙間がある(いわゆる二重底の形状になっている)。が、内容物の重み等によって「六角片」が下方向にずれた場合には、舌状片の付け根が六角片に接触しこれを支えることで、内容物が下落するのを防止している。

e-5舌状片が折られることで舌状片(延設部)が奥行の方向に突出している。

f 舌状片が載置面に対して凹弧状に湾曲しており、舌状片の縁辺が載置面に接触している。

g 筒状となった容器の背面片に、上側開口端部を覆うフードが備えられている。



#### 【別紙】 被告製品の構成(被告の主張)

被告製品の主張(構成の説明)は、上記原告の主張(構成の説明)のうち、アンダーラインを付した部分を除くと一致するので、紙面の関係で、被告の主張(構成の説明)は省略する。

# 登録商標の普通名称化とその対応策について

文：弁理士 藤田 康文

## ■ 商標権の半永久的な権利としての性格と落とし穴

### (登録商標の普通名称化)

特許権や意匠権は、存続期間に限りがあり、存続期間が満了すると誰でも自由に実施することが可能になります。

これに対し、商標権は、業務上の信用の保護（商標法第1条）の法目的から、登録商標の使用や更新登録申請の条件の下、半永久的な権利として存続させることが可能です。

しかし、商標権にも落とし穴があり、登録商標が普通名称化すると、商標権が存続していても誰でも登録商標を使用することができるようになります（商標法第26条）。

普通名称化した商標権の財産的な価値は著しく下がってしまいます。

普通名称化した登録商標として、古くは、大幸薬品株式会社の「薬剤」についての「正露丸」、少し前では、株式会社日本巨峰会の「ぶどう」についての「巨峰」、最近では、株式会社ういろうの「菓子」についての「ういろう」を挙げることができます。

## ■ 登録商標の普通名称化の原因

登録商標の普通名称化の原因の例として、①登録商標を他者がフリーライドして商標的に使用していても商標権者が権利行使をしないで放置している場合や、②辞書に登録商標が普通名称的に記載されてしまうことが挙げられます。

## ■ 登録商標の普通名称化を防止するための対応策

登録商標の普通名称化を防止するための対応策としては以下の対応策が考えられます。

### ①登録商標である旨の表示

例えば、自社のホームページで商標〇〇は自社の登録商標である旨を記載する等が考えられます。

例えば、登録商標に「登録商標」の文字を付けることが考えられます。ただし、虚偽表示の禁止（商標法第74条）に反しないように注意をする必要があります。

### ②他者が無断で登録商標について商標的使用をしていないかの監視

他者が無断で登録商標について商標的使用をしていないかを監視し、当該商標的使用を発見した場合には、商標使用者に対して警告書等を送付して商標的使用を中止させることができます。

### ③他者により辞書やウェブサイト等に登録商標が普通名称的に掲載されていないかの監視

同業他社、出版社、マスメディア等に対し、辞書やウェブサイトやTV等で登録商標が普通名称的に掲載、報道等をしていないか監視することができます。

問題なのは、このような登録商標について普通名称的な掲載、報道等をしている者に対し明文での請求権（例えば商標表示請求権）が日本では整備されていないことです。このため、お願いのかたちで行う必要がある点に注意すべきです。

## ■ 登録商標の普通名称化した場合に考えられていること

現在の商標制度では、登録商標が普通名称化しても例えば商標法第3条第1項第1号違反として商標登録が無効となることはありません。

これまで普通名称化した登録商標の取消制度の導入は何度か検討されてきました。

もっとも、「普通名称化」の要件や判断基準や請求人適格等について慎重に検討した上で導入すべきであり、可能であれば普通名称化の防止のための明文での制度の導入も合わせて行われるのが望ましいと思料されます。



# 海外の特許事情

文：弁理士 穂吉康平

## ■ インド特許規則の改正

2024年3月15日にインド特許規則の改正が公開され、即日施行されました。主な改正点は以下の通りです。インド特許に特有の制度で出願人の負担となっている、情報提供義務及び実施報告義務が、いずれも緩和されました。

- 対応外国出願の情報提供義務が緩和されました（規則12(2)）。これまで、インド出願の係属中に対応する外国出願が出願された場合は、当該外国出願の出願日から6ヶ月以内にその情報を提供しなければなりませんでした。今回の改正により、この時期的要件が最初の拒絶理由通知(FER)の発行から3ヶ月以内に変更されました。

これまで、パテントファミリーにインド出願が含まれる場合は、適時に情報提供できるようにファミリーの変動をモニターする必要がありました。今後は、そうした継続的な確認作業が不要になりますので、出願人の負担が軽減されるかと思います。

また、情報提供の回数についても、審査官から要求された場合を除き、インド出願時とFER発行時の2回でよいことになりますので、この点でも負担の軽減が期待できます。

- 実施報告義務が緩和されました（規則131）。

これまで、インド特許を取得すると、特許付与の翌年より、特許発明の商業的実施に関する実施報告書を毎年1回提出する必要があります。今回の改正により、実施報告書の提出頻度が3年に1回に軽減されたほか、報告内容についても簡略化されました。

- 出願審査の請求期限が、出願日または優先日から48ヶ月以内から、同31ヶ月以内に短縮されました（規則24B）。

新たな期限は、出願日が2024年3月15日以後の出願に適用されます。しかし、PCT出願のインド移行については、（優先日や国際出願日ではなく）インド移行日が2024年3月15日以降の出願に適用されますので、注意が必要です。つまり、今後PCT国際出願をインドに移行する場合は、いずれの出願についても移行期限=審査請求期限となります。

## ■ アメリカー庁料金の値上げ案

アメリカ特許商標庁は、2025年1月に特許出願に係る庁料金を改定することを計画しており、新料金案を提示しています。新料金は素案の段階であり未確定です。しかし、制度の改革を目的とした大幅な値上げが多く含まれており、影響が大きいため、以下に主な変更点を紹介します。

- 親出願の出願日又は優先日から5年／8年を超えて出願される継続／分割出願に、新たに2200ドル／3500ドルの追加料金が加算されます。継続出願を繰り返して係属状態を維持する戦略を抑制する目的がありそうです。

- 出願時のクレーム超過料金が、20項を超えるクレームについては100ドル／クレームから200ドル／クレームに、3項を超える独立クレームについては480ドル／クレームから600ドル／クレームに値上げされます。

- 2回目のRCE料金が2000ドルから2500ドルに値上げされるほか、3回目以降のRCE料金は3600ドルとなります。

- ファイナルOAにおけるAFCP2.0申請が、無料から500ドルとなります。AFCP2.0は、制度の濫用により形骸化しつつあり、これを防ぐ目的がありそうです。

- 累積文献数が51～100/101～200/201～件となるIDSに、新たに200/500/800ドルの追加料金が加算されます。過剰なIDS、いわゆるover disclosureを抑制し、審査官の負担を軽減する目的がありそうです。

- ターミナルディスクライマーの申請料が、170ドルの均一料金から審査段階に応じた200ドル～1400ドルの段階料金となります。

# 特許出願非公開制度について

文：弁理士 赤澤 高

## 1. はじめに

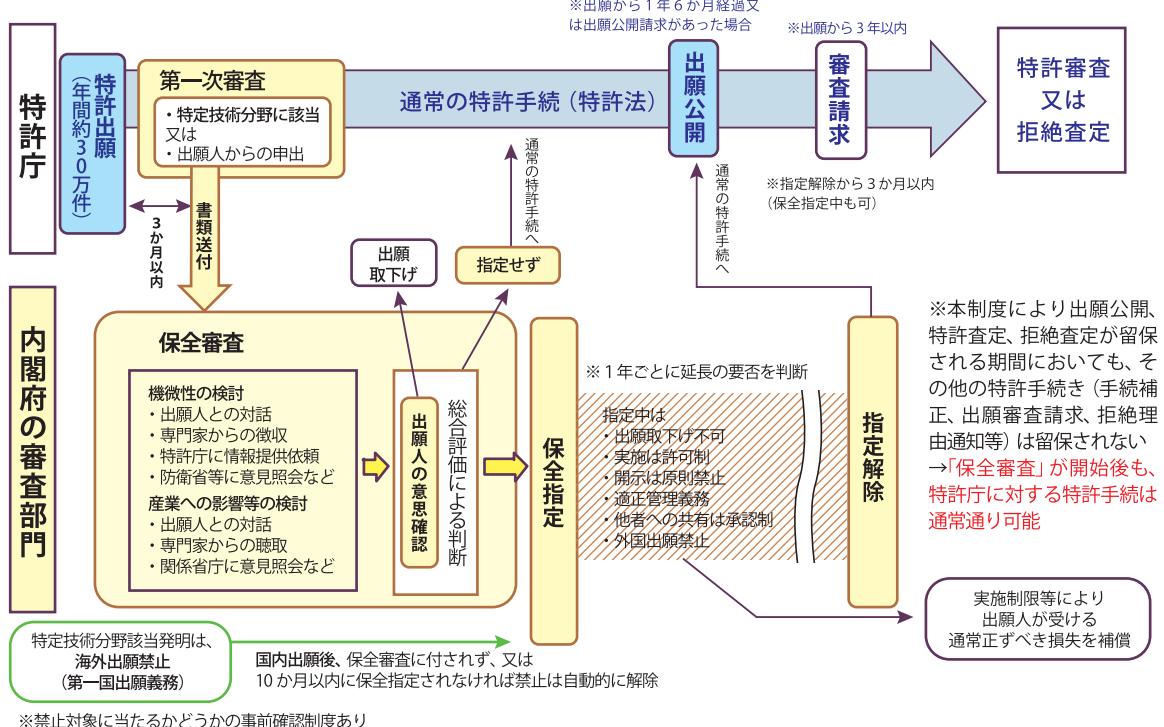
令和6年5月1日より、経済安全保障推進法（以下、「法」といいます。）に基づいて、特許出願非公開制度（以下、本制度といいます。）が開始されました。本制度は、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するものです。

特許出願を非公開にするかどうか（保全指定をするか否か）の審査は、特許庁による第一次審査と内閣府による保全審査（第二次審査）の二段階に分けて行われます。また、本制度開始後は、一定の場合に外国出願（特許協力条約に基づく国際出願、すなわちPCT出願も含まれます。）が禁止されますので、外国出願禁止の対象となるか事前に特許庁長官に確認を求める制度（外国出願禁止の事前確認）も新設されました。

以下に、その概要について紹介します。

## 2. 特許出願非公開制度の概要

### （1）フロー



### （2）国内出願

特許庁の第一次審査では、特許出願の中から、国際特許分類等に基づいて特定技術分野に属する発明が記載されている出願を選別して内閣総理大臣（内閣府）に出願書類を送付して保全審査に付します。内閣府では、特許庁から送付された出願についてのみ保全審査を行います。

なお、特許出願人から特許出願とともに保全審査に付することを求める申出書が提出された場合には、当該申出において示された発明も、原則として保全審査の対象となります。

第一次審査の結果、保全審査に付す場合、出願の日から3か月以内に、特許庁長官から出願人（代理人がいる場合は代理人）宛に書留郵便で通知を発します。この通知が来なければ保全審査に付されなかつたことが分かります。

なお、第一次審査と特許法に基づく特許査定の手続は並行して行われますので、第一次審査や保全審査の結果が出る前に審査請求を行うことも可能です。

特定技術分野とは、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術の分野であり、国際特許分類を用いて政令で定めています。

### （3）外国への出願

日本に出願された発明を保全指定して非公開となった場合でも、同じ発明が外国で出願されて公開されてしまっては、保全指定した意味がなくなってしまうため、本制度開始後は、日本国内でした発明で公になっていないもののうち、日本に特許出願すれば保全審査に付されることになる発明は、原則として、外国出願（特許協力条約に基づく国際出願、すなわちPCT出願も含まれます。）よりも先に日本に特許出願（第一国出願）しなければならないとされています。

### （4）罰則

- ①日本での出願前、あるいは保全審査に付されてそれが終わる前に外国出願の禁止の規定に違反して外国出願をしたときは、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はこれらの併科という刑事罰の対象となります。
- ②保全対象発明について外国出願をしたときは、2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科という刑事罰の対象となります。
- ③保全審査中又は保全指定期間中に外国出願の禁止に違反した場合には、国内での特許出願が却下されることもあります。

## 3. まとめ

上記した内容の詳細につきましては、特許庁のホームページを御覧ください。

出典元：<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html>

# 商品形態の「商品等表示」（不正競争防止法 2条1項1号） 該当性の判断基準について

弁護士 中井 英登

## 1 はじめに

不正競争防止法（以下「不競法」といいます。）2条1項1号は、他人の周知な商品等表示と同一又は類似の「商品等表示」を使用等することを、不正競争の一類型として定めています。この点、商品の形態は、商標等とは異なり、本来的には商品の出所表示機能を有するものでないことから、特段の事情がない限り、商品等表示には該当しないと解されています。

そして、上記の特段の事情に該当するか否かは、一般に、商品の形態が、①客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴（以下「特別顕著性」といいます。）を有しており、かつ、②特定の事業者によって長期間にわたり独占的に利用され、又は短期間であっても極めて強力な宣伝広告がされるなど、その形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知（以下「周知性」といいます。）であると認められるか否かにより判断されるものと解されています（以下「本基準」といいます。注1）。

しかし、近時、本基準を挙げつつも、直截に商品形態の出所表示機能の有無を問う裁判例が散見されます。そこで、比較的近時の裁判例を整理して、本基準の実質的な射程範囲について検討します。

## 2 近時の裁判例の整理

商品形態の「商品等表示」（不競法2条1項1号）該当性に関する主な裁判例は、別表（注2）のとおりです（以下、括弧書きで別表の番号を示します。）。

別表に掲載したすべての裁判例で、本基準が示されています。その上で、多くの裁判例では、特別顕著性及び周知性のそれぞれの要件充足性を検討しており、その結果、肯定の結論を導いたものもありますが（3、4、5、7、9、10）、特別顕著性等を否認したものもあります（6、8、11）。

他方で、直近の2つの裁判例である東京地裁令和4年12月23日判決（1）（注3）及び東京地裁令和4年12月20日判決（2）は、本基準に続けて、「商品の形態が、取引の際に出所表示機能を有するものではないと認められる場合」には、特定の出所を表示するものとして特別顕著性又は周知性があるとはいえず、上記商品の形態は、不競法2条1項1号にいう商品等表示に該当しないとの判断基準（以下「新基準」といいます。）を示した上で、いずれも、商品等表示該当性を否認しています。

## 3 検討

新基準を採用した裁判例（1、2）では、当該商品の需要者が医師薬剤師その他の専門家に限られており、取引の際にそもそも商品の形態に着目して購入するものではないという特殊性があるといえます。このような事情は、裁判例11でも存在しましたが、同裁判例では、需要者が医師等に限定されている点については、周知性の有無を検討する中で取り上げられるのみでした。

なお、裁判例7は、控訴人製品の形態的特徴は、出所表示機能を果たさないとの被控訴人の主張を排斥する場面で、需要者である幼児の親にとって、幼児用椅子の安全性は、通常、購入時に最も重視する要素であるところ、需要者は、控訴人製品の選択に際し、安全性確保のために重要な意義を有する「部材A」の構造に強い関心を持つと判示しています。このように、取引の実情に鑑みて、当該商品の需要者が商品の形態に着目して購入するかどうかという視点は、従来から存在していたものといえます。

## 4 まとめ

当該商品の需要者が医師薬剤師その他の専門家に限られ、かつ、当該商品の使用上の安全性確保が特に要請される場合には、最終消費者との中間に立つ当該商品の需要者において、商品の形態が出所表示に果たす役割は極めて小さいものと考えられます。このような場合には、商品の形態が需要者における商品選択において重要でないと判断されることから、裁判において新基準が採用される可能性が高いものと思われます。

注1) 経済産業省知的財産政策室編・逐条解説不正競争防止法〔第3版〕70頁参照。

注2) <https://koyo-law.com/home/wp-content/uploads/2024/05/syohintohyoji.pdf>

注3) <https://bunkyo-hongo.com/2024/05/09/titekizaisan-20221223/>



## 「特許発、光陽経由、未来行き」

あなたのビジネスをサポートする  
スペシャリスト集団です

光陽は多様な技術分野をカバーする最先端の特許技術者集団を擁しています。その中から専任された技術専門家として弁理士、弁護士が種々の技術分野に亘る内外国特許出願、審判事件、特許侵害事件、鑑定等に対応します。

- 特許調査 弊所の独自ロジックによる最適なデータベースの組み合わせを用いたハイクオリティな先行技術調査をご提供しております。
- 契約係争関係 特許侵害、審決取消訴訟代理、各種交渉などの係争業務を承っております。
- 出願業務 国内特許出願、外国特許出願、意匠出願、商標出願、実用新案登録出願などの出願代理業務全般を承っております。
- 中間業務 国内出願の中間業務、外国出願の中間業務、外内出願の中間業務を承っております。
- コンサルティング ビジネスプランと各種知的財産権を効果的に生かす戦略プランなどのコンサルティング業務をご提供しております。
- 法務業務 法律業務（その他係争関係） 交渉、訴訟、調停等、事案の性質に応じた手続きを選択し、満足度の高い紛争解決を目指します。

### 事務所概要

お客様の発展に役立つ事、  
それが私たちの使命です。



所長弁理士 荒船 博司

Office



■

- 事務所名 光陽国際特許事務所  
光陽国際特許法律事務所
- 英文名称 Koyo International Patent Firm
- 所在地 〒100-0006  
東京都千代田区有楽町1-1-3東京宝塚ビル17階
- T E L 03-5251-5721(代表)  
03-5251-5727
- F A X 荒船 博司
- 代表弁理士 昭和56年6月
- 設立 (http://www.koyo-patent.co.jp 参照)
- 従業員数 (同上)
- 弁理士数 (同上)
- 弁護士数 (同上)
- 業務内容 知的財産権(特許・実用新案・意匠・商標)に関する出願、その他手続きの代理。国内および諸外国の顧客の依頼による日本国および諸外国の特許庁に対する諸手続きの、直接あるいは間接的な代行。  
民事、商事、家事等に関する係争処理。紛争予防のための法律相談、契約書の作成・審査等。

<事務所沿革>

- 昭和56年6月 前身の事務所を千代田区神田に開設
- 昭和60年3月 業務拡張のため、新宿区市ヶ谷に移転
- 平成元年4月 光陽国際特許事務所に改称
- 平成2年10月 業務拡張のため、新宿区神楽坂に移転
- 平成11年1月 業務拡張のため、新宿区岩戸町に移転
- 平成14年11月 光陽国際特許法律事務所に改称
- 平成22年8月 特許業務法人 光陽国際特許事務所を設立
- 平成24年10月 業務拡張のため、千代田区有楽町に移転
- 令和4年11月 弁理士法改正に伴い、弁理士法人 光陽国際特許事務所に改称



<東京宝塚ビル アクセス>

- ◆JR JR 有楽町駅 (日比谷口) 徒歩 5 分
- ◆東京メトロ 日比谷線 日比谷駅 (A5 出口) 徒歩 3 分  
千代田線 日比谷駅 (A13 出口) 徒歩 2 分
- ◆都営地下鉄 三田線 日比谷駅  
(千代田線連絡口経由 A13 出口) 徒歩 6 分

銀座界隈

# てくてく グルメ



光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！



とつておきのお店を  
ご紹介します。

東宝日比谷プロムナードビル 2F  
Drape(ドレープ) 東京会館

MAP



## Drape(ドレープ) 東京会館

■ 電話：050-3177-2770(予約センター)



■ 営業時間 ランチ 11:00 ~ 14:30  
■ 休業日 なし

ディナー 17:00 ~ 21:00

住所：東京都千代田区有楽町 1-5-2

東宝日比谷プロムナードビル 2F

今回紹介するのは「Drape(ドレープ)東京会館」。日比谷駅A5出口を出てすぐの、開放的で入りやすい雰囲気のお店です。店内は白とピンクを基調としたラグジュアリーな空間で、大きな窓から通りの景色を眺めながらクラシカルなフレンチを愉しむことができます。

今回はDrapeコース(7,700円)をいただきました。まずは自家製マヨネーズと胡椒で味付けされた、ふんわりとした半熟卵とお野菜のサラダに、彩り豊かな前菜はパテドカンバーニュやシーフードテリース、ホタテ、スマートタン…とこの時点で大満足。メインのオーストラリア産シャリアイビンステーキはジューシーなお肉にこだわりのソースが良く合い絶品で、隣にはピーツを使用した鮮やかなピンク色のマッシュポテトが添えられています。

そして一番のお楽しみは70年以上愛されてきたという伝統のデザート「和栗のマロンシャンテリー」です。真っ白なかわいいフレールで形どられ、軽やかな生クリームと裏ごしされた濃厚な栗は相性ピッタリ。上品な甘さで見た目も美しく食べてしまうのが勿体ないほどです。

またコースの料理はもちろんのこと、優しい甘さのコーンパンとフォカッチャ、食後のコーヒー/紅茶がおかわりでき、心行くまでお食事が楽しめるのも嬉しいところ。バターはお菓子のように可愛らしく包装された、初めて見るタイプのものでしたが、こちらがまたパンにぴったり合うまろやかな味でした。ランチは税込2,800円~、おすすめメニューをワンプレートで少しづつ楽しめます。

カジュアルな雰囲気ながら贅沢なお食事、丁寧で素晴らしいサービスと、全てにおいて上品で特別なひと時が堪能できるお店です。

## 過門香 銀座本店

■ 電話：03-3563-7900

住所：東京都中央区銀座 1-10-6  
銀座ファーストビル B1F



■ 営業時間：  
月～金、祝前日：11:30 ~ 15:00、17:00 ~ 23:00  
土、日、祝日：11:30 ~ 15:00、17:00 ~ 22:00  
■ 定休日：元日、大晦日



KOYO

光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-3 東京宝塚ビル17階

TEL : 03-5251-5721 (代表) FAX : 03-5251-5727

URL : <http://www.koyo-patent.co.jp>